

独立行政法人日本貿易振興機構役員退職手当規程

平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第3号

最新改正 平成29年12月26日

(総則)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)の退職手当については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときにはその役員に支給し、死亡したときにはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第一号に該当し解任された場合を除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその役員の月例支給額に10.4625/100の割合を乗じて得た額に、経済産業大臣が決定した業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条後段及び第7条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に10.4625/100の割合を乗じて得た額に、経済産業大臣が決定した業績勘案率を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給制限並びに返納等の取り扱い)

第4条 役員の退職後、その役員が在職中の職務に関し通則法第23条第2項第二号の規定により解任されたであろう事実が判明した場合、退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 前項による退職手当の支給制限並びに返納等の取り扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。)第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、第12条第1項及び第13条第1項、同条第2項、同条第3項、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項、同条第2項、第16条第1項、第17条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項中「当該退職に係る退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、第13条第2項及び第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項中「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、これらを除き「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計在職月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第7条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(退手法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用に係る月例支給額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

6 第1項の規定に該当して退職手当を支給する場合における業績勘案率の適用については、国家公務員として在職した期間を異なる役職の役員としての在職期間とみなし、その在職期間の業績勘案率は1.0として計算する。第3項の規定に該当し退手法の規定を準用して退職手当を支給する場合における業績勘案率の適用については、退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなされた月数のうち機構の役員として在職した月数と当該役員の業績勘案率等を勘案し理事長が定める。

(退職手当の支払い)

第8条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他特別の事情のある場合を除き、第3条の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定次第、遅滞なく支払うものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退手法第2条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ公表した日から実施し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 日本貿易振興会(以下「振興会」という。)の廃止に伴い、引き続き機構の役員となった振興会の役員の在職期間については、第3条の規定にかかわらず、日本貿易振興会役員退職手当支給基準において認められた在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程に定めるところにより退職手当を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が、同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職の日における月例支給額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき28/100を乗じて得た額を当該期間に係る評価委員会の業績評価及び役員としての職務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が10/100の範囲内で増額または減額した額と、当該退職の日における月例支給額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき12.5/100を乗じて得た額に、第3条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、第5条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。ただし、この規程は平成16年1月1日に遡及し適用する。
- 2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が、同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日における月例支給額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき $28/100$ を乗じて得た額を当該期間に係る評価委員会の業績評価及び役員としての職務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が $10/100$ の範囲内で増額または減額した額と、当該退職の日における月例支給額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき $12.5/100$ を乗じて得た額に、「考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、第5条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年4月1日から施行する。
- 2 平成 18 年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が、基準日以降引き続き在職(第6条後段及び第7条第1項において役員として引き続き在職したものとみなす場合を含む。)した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 基準日前日における月例支給額に、任命の日から平成 16 年1月1日の前日までの在職期間1月につき $28/100$ を乗じて得た額を当該期間に係る評価委員会の業績評価及び役員としての職務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が $10/100$ の範囲内で増額又は減額した額
 - 二 基準日前日における月例支給額に、平成 16 年1月 1 日から基準日の前日までの在職期間1月につき $12.5/100$ を乗じて得た額に、「考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額
 - 三 退職の日における月例支給額に、基準日から退職の日までの在職期間1月につき $12.5/100$ を乗じて得た額に、「考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、第5条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年3月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年5月 28 日から施行する。ただし、この規程は平成 21 年4月1日に遡及し適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成 25 年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程第3条の規定の適用については、同条中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年4月1日から同年 12 月 31 日の間は「100 分の 98」と、平成 26 年1月1日から同年9月 30 日の間は「100 分の 92」とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成 27 年4月1日から適用する。
- 2 平成 27 年4月1日以降、新たに任命又は第6条に定める再任等された役員に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した退職手当の額に $\frac{2}{100}$ を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成 30 年1月1日から適用する。
- 2 平成 29 年 12 月 31 日以前の退職による退職手当については、変更後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。